令和８年（フ）第８３号
広島県世羅郡世羅町大字小世良217番地
債務者　鈴木　涼太
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第２１８号
広島県福山市引野町南一丁目３番１－８号
債務者　梅野　勝利
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２２２号
広島県福山市御幸町大字上岩成321番地
ウィズハイムＭＩＹＵＫＩ　１－201
債務者　坂崎　実和（旧姓田中）
1　決定年月日時　令和８年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第６４号
愛媛県今治市南大門町４丁目６番21　サウスゲート田中　302号、前住所愛媛県今治市石井町３丁目３番
債務者　砂田　国江
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第２８号
愛媛県南宇和郡愛南町岩水431番地３
債務者　有田　信介
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（フ）第２９号
愛媛県南宇和郡愛南町岩水431番地３
債務者　有田　美香
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
松山地方裁判所宇和島支部

令和８年（フ）第４４０号
大分市豊町１丁目５番１号　新華園ビル302
債務者　松本　妙子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４６９号
大分市大字荏隈1573番地の４
債務者　田崎　雅子
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第９９号
大分県宇佐市大字閤244番地の１　クオーレＩ　205号
債務者　清水　美加（旧姓稲垣、山本）
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第３６２号
宮崎市浮城町64番地３、前住所鹿児島市武３丁目10番２号　セゾン武105号
債務者　青木　優斗
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１０３号
沖縄県浦添市字経塚560番地　経塚市街地住宅　315号室
債務者　新川　秀和
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２５８号
沖縄県浦添市当山２丁目６番１－304号　グランドマンション浦西
債務者　小谷　奈緒
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２８２号
沖縄県浦添市内間４丁目11番11－402号　ガイアアイランド
債務者　石川　麗二
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２７号
山形県最上郡金山町大字金山834番地　羽場団地Ａ－３－３
債務者　細谷　　学
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
山形地方裁判所新庄支部

令和８年（フ）第２８号
山形県最上郡金山町大字金山834番地　羽場団地Ａ－３－３
債務者　細谷　真寿美
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
山形地方裁判所新庄支部

令和８年（フ）第２９号
山形県新庄市千門町１番49号　サンハイツＣ25、旧住所山形県最上郡舟形町舟形3642番地（異動前）山形県新庄市五日町1303番地の５
債務者　千葉　正志
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
山形地方裁判所新庄支部

令和８年（フ）第３０号
山形県最上郡舟形町舟形489番地17、旧住所山形県新庄市大字昭和472番地の４
債務者　吉田　龍平
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
山形地方裁判所新庄支部